

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 5 月 25 日

郡上市長 日置 敏明

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

くじ本・相戸地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 5 月 23 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

2 経営体数

法人 1 経営体

個人 1 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来性のあり方

- ・くじ本集落においては、平成 18 年度にそれまで活動していた機械共同利用組織を発展させ、（有）KUJIMOTO ファームとして設立し、大型機械の導入等を行うことにより、集落の水田のほとんどを集積し耕作を行っている。
- ・相戸集落においては、経営規模が小さく農家戸数も少ないことから、法人等の設立が困難であり、隣接する（有）KUJIMOTO ファームに作業委託を行い耕作している状況である。
- ・今後、地域の農家が高齢化していく中、法人においてはコストの縮減、新規作物の作

付等経営改善を行うことが必要である。また、相戸集落においては耕作困難な農家が増加することから、(有) KUJIMOTO ファームへの集積を進める。また、担い手が不足している状況であるので、新規就農者を積極的に受け入れ、地域の農業の活性化を図る。